

## 平成26年4月から ペースメーカーや人工関節等を入れた方に対する 身体障害者手帳の認定基準が変わります

医療技術の進歩により、ペースメーカー等（体内植込み型除細動器（ICD）を含む）や人工関節等（人口骨頭を含む）を入れても大きな支障がなく日常生活を送ることができる方が多くなったことを踏まえ、医学的見地から検討を行い、平成26年4月から身体障害者手帳の認定基準を見直すこととしました。

	平成26年3月まで	平成26年4月から
【ペースメーカー】を入れた方 (心臓機能障害)	一律1級に認定	1級、3級、4級のいずれかに認定 ※①
【股関節・膝関節】を入れた方 (肢体不自由)	一律4級に認定	4級、5級、7級、非該当のいずれかに認定 ※②
【足関節】を入れた方 (肢体不自由)	一律5級に認定	5級、6級、7級、非該当のいずれかに認定 ※②

※①ペースメーカー等への依存度や日常生活活動の制限の程度に応じて認定します。  
※②術後経過が安定した時点で関節可動域等に応じて認定します。

平成26年4月1日以降に申請した方は、新たな認定基準の対象になります。  
ただし、平成26年3月末までに診断書・意見書を作成された方については、同年6月末までに申請すれば従来の基準で認定されます。

お問い合わせ先：北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 電話011-231-4111



## 水道課からのお願い

○最近、長期不在家庭での流水事故が増えています。長期間留守にするときや、空き家となる場合でも、水落しなどを含めた水道の管理をよろしくお願いします。

○町の水道につないでいる建物を解体する場合は、上ノ国町水道事業給水条例第5条、または簡易水道事業条例第6条に基づいて申し込みが必要です。必ず事前に申し込みを行ってください。

★有料広告

## 障がいに関する相談などはありませんか

檜山圏域障がい者総合相談支援センター「めい」が、障がいのある方及びその家族を対象として、巡回相談を行います。お気軽にご相談ください。

◆相談日 3月12日

◆時間 午前10時～正午

◆場所

上ノ国町健康づくりセンター

○事前に役場保健福祉課までお申し込みください。

Tel 55・4460

## 自動車税のお知らせ (抹消登録について)

自動車税は、4月1日時点の自動車の所有者に1年分課税されます。

運輸支局で3月末までに抹消登録を完了した場合、平成26年度分の自動車税は課税されませんので、現在、廃車を検討されている方は、3月中旬に抹消登録をお済ませください。

■お問い合わせ先

檜山振興局税務課

Tel 52・6471

## 無料送迎・無料配達承ります!

大留・北村・上ノ国・桂岡・中須田・新村・豊田・小森・向浜・原歌・内郷・大崎

上記地区で、お買い物希望の方、**無料送迎**いたします。

なお、2000円以上のお買い上げの方、**配達無料**。

お気軽にお電話を!!

上記地区以外の配達は、ご相談ください。

## トライマート

檜山郡上ノ国町北村161-5

Tel 0139-55-1091

